

# 東海東京ポイントサービス利用約款

## 第1条 (この約款の趣旨)

1. この約款は、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）がおお客様に対し、お取引状況等に応じてポイントを付与し、当該ポイントを当社所定の商品等と交換するサービス「東海東京ポイントサービス」（以下、「本サービス」といいます。）について、基本的事項を定めるものです。
2. おお客様は、本サービスのご利用にあたっては、本サービスの内容を十分に理解し、この約款およびマルチサポートサービス約款その他の当社各約款・規定並びに当社が定めるルール等に従い、おお客様ご自身の判断と責任において本サービスをご利用いただくものとします。

## 第2条 (本サービスの対象者)

本サービスをご利用できるおお客様は、「マルチサポートサービス約款」に基づき、マルチサポート取引をご利用する個人のおお客様ご本人に限ります。

## 第3条 (ポイントの付与条件)

1. 当社は、「マルチサポートサービス約款」に基づくマルチサポート取引のうち、おお客様のオンライントレードまたはコールセンター取引によるお取引状況（以下、「お取引状況」といいます。）および当社が定めるサービスのお申込み状況に応じて当社所定の基準によりおお客様にポイントを付与いたします。
2. 当社は、前項によるほか、当社所定の基準により、おお客様にポイントを付与する場合があります。

## 第4条 (ポイント付与の対象外取引)

「マルチサポートサービス約款」に基づくマルチサポート取引のうち、営業店を通じてのお取引については、本サービスによるポイント付与の対象外となります。

## 第5条 (ポイントの算出)

当社は、おお客様のお取引状況およびサービスお申込み状況を原則として日次で集計し、ポイントを算出します。

## 第6条 (ポイントの有効期限)

当社がおお客様に付与したポイントの有効期限は、当社がおお客様にポイントを付与した月の月末から起算し3年間（36ヶ月）とします。

## 第7条 (商品等との交換)

1. 当社は、おお客様のポイントが1,000ポイント蓄積されるごとに当社所定の商品等へ自動交換（おお客様の交換申請は不要です。）するものとし、おお客様に付与した1,000ポイントを減算します。

2. ポイントの商品等への交換は1,000ポイントごとに限るものとし、それ以外の交換等は一切できません。
3. 当社は、お客様の蓄積ポイントが1,000ポイント未満の場合、お客様に対して何らの債務を負いません。
4. お客様は、商品等に瑕疵・欠陥がある場合を除き、お届けした商品等の返品・取消・取替えはできません。

## 第8条（商品等の送付）

当社は、「東海東京の証券総合取引約款」（以下、「証券総合取引約款」といいます。）に基づき届出されているご住所へ商品等を発送いたします。

## 第9条（ポイントの消滅）

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、お客様に付与したポイントは消滅します。

- (1) ポイントの有効期限を経過したとき
- (2) お客様が証券総合取引を解約されたとき
- (3) 当社が本サービスを終了したとき
- (4) お客様が死亡したとき
- (5) 証券総合取引約款第78条に基づき、証券総合取引約款が解約されたとき
- (6) その他、お客様に対して本サービスを提供することが不相当であると当社が判断したとき

## 第10条（税金等）

ポイントと商品等との交換、商品等のご利用に伴い発生する税金等はお客様が負担するものとし、当社は一切それらを負担しないものとします。

## 第11条（本サービスの終了・中止・変更）

1. お客様の証券総合取引が解約された場合、当社は本サービスを終了するものとします。
2. 当社は、お客様に予告することなく、本サービスを終了し、もしくは中止し、または本サービスの内容を変更することができるものとし、お客様はあらかじめその旨を了承するものとします。

## 第12条（譲渡・質入等の禁止）

1. お客様は、ポイントをご本人以外の第三者に譲渡、移転、貸与、共有、質入その他の処分を行うことができないものとします。
2. お客様は、ポイントを相続または贈与できないものとします。

## 第13条（免責事項）

当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害については、その責任を負わないものとします。

- (1) お客様が当社への届出事項の変更手続きを行わなかったため、本サービスを利用することができなかったことにより生じた損害
- (2) 第8条に規定する住所に商品等を発送したにもかかわらず、宛先不明、受取り拒否等により、その商品等をお届けできなかったことによる損害
- (3) 当社が本サービスを終了し、もしくは中止し、または本サービスの内容を変更したことによる損害
- (4) その他当社の責に帰すことができない事由により発生した損害

#### 第14条 (他の約款、規定の適用)

この約款に定めのない事項については、「証券総合取引約款」および「マルチサポートサービス約款」その他の当社各約款・規定並びに当社が定めるルール等の定めに従うものとします。なお、「証券総合取引約款」および「マルチサポートサービス約款」その他の当社各約款・規定とこの約款の定めが異なる場合は、この約款の定めに従うものとします。

#### 第15条 (合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

#### 第16条 (この約款の変更)

1. この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、変更されることがあります。
2. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その変更事項をご通知します。
3. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合またはその内容の変更が軽微である場合は、当社ホームページ等への掲載等に代えることができるものとします。
4. 第2項の通知または第3項の掲載等がされた場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、お客様が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 附則

この約款は平成23年1月24日より適用します。

以上

東海東京証券株式会社